

青森県地域防災計画（原子力編）修正の概要

平成 25 年 2 月 25 日
原子力安全対策課

青森県地域防災計画（原子力編）については、昭和 47 年に作成して以降、国の防災体制の枠組みの変更、対象施設の追加等に合わせて修正を行ってきたところである。

今般の修正は、平成 23 年に発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所における原子力事故を契機とした国の原子力防災に関する体制の抜本的な見直しによる、原子力災害対策特別措置法（24.6 改正）、防災基本計画（原子力災害対策編）（24.9 修正）、原子力災害対策指針（H25.2 改定予定）等の内容と昨年度青森県原子力防災対策検討委員会で検討した内容等を踏まえたものである。

1. 原子力災害対策重点区域の拡大

原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域について、P A Z（予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね 5 km）及び U P Z（緊急時防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね 30 km）の概念を導入し、これまでの施設から概ね 10 km 範囲から 30 km 範囲に拡大。

これに伴い対象となる地域が、東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村の 4 市町村（28 地域）から野辺地町を加えた 5 市町村（176 地域）に拡大。

【第 1 章 第 6 節 原子力災害対策重点区域を含む地域の範囲】

2. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備等と運用上の介入レベル（O I L）の設定

P A Z においては、放射性物質放出前の段階から、原子力施設の状態の区分（警戒事象、特定事象、原子力緊急事態）に応じて予防的な防護措置を準備し、実施。U P Z においては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避等）を原則実施。

放射性物質が環境へ放出された場合には、U P Z および U P Z 外においては、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施。

【第 1 章 第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施】

3. 広域避難への対応

市町村は、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成すること、市町村の境界を越えた広域の避難計画の作成が必要な場合は、県が中心となって市町村間の調整を図ること、居住地以外の市町村に避難した住民へ情報伝達する仕組みを整備することについて記載。

【第 2 章 第 8 節 避難収容活動体制の整備、 第 3 章 第 4 節 屋内退避、避難収容等の防護活動】

4. 緊急被ばく医療への対応（広域連携体制整備、安定ヨウ素剤の配備等を含む）

緊急被ばく医療について、広域的な応援協力体制を拡充・強化すること、P A Z内の住民等に対する安定ヨウ素剤の適時・適切な配布・服用のための手順や体制を整備しておくこと（事前配布を含む）、O I Lの値に基づき除染を実施することについて記載。

【第2章 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備、 第3章 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動】

5. 原子力事故の初期段階における即応体制の確保

原子力事故に迅速に対応するため、原災法に定める特定事象に至る可能性のある警戒事象発生が通報があった場合に警戒体制を取ること、また、特定事象発生が通報があった段階から災害対策本部を設置し対応することについて記載。

【第2章 第7節 緊急事態応急体制の整備、 第3章 第3節 活動体制の確立】

6. 地震等複合災害への対応

地震等の複合災害による、通信網・電力網の途絶への対応として伝送系の多ルート化、非常電源等の確保等について記載。要員、資機材等の不足を想定し、関係機関と連携を図ることを記載。

【第2章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備、 第7節 緊急時応急体制の整備、 第3章 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保、 第3節 活動体制の確立】

7. 災害の長期化への対応

事態が長期化した場合に備え、動員体制をあらかじめ整備しておくこと、行政機関が移転した場合の業務継続性の確保を図ることについて記載。緊急避難完了後、国の原子力被災者生活支援チームと連携することについて記載。

【第2章 第7節 緊急事態応急体制の整備 4、第13節 行政機関の業務継続計画の策定、 第3章 第3節 活動対制の確立、 第12節 行政機関の業務継続に係る措置】

8. 災害時要援護者への対応

災害時要援護者に関する情報の共有に努めること、医療機関、介護保険施設等が関係機関と連携し避難計画を作成すること、県内の施設では対処できない場合に国等へ受け入れ協力要請することを記載。

【第2章 第8節 避難収容活動体制、 第3章 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動】